

(2) 弘前市地域福祉計画の 改訂について

弘前市社会福祉問題対策協議会
令和8年5月19日(火)

1 弘前市地域福祉計画とは

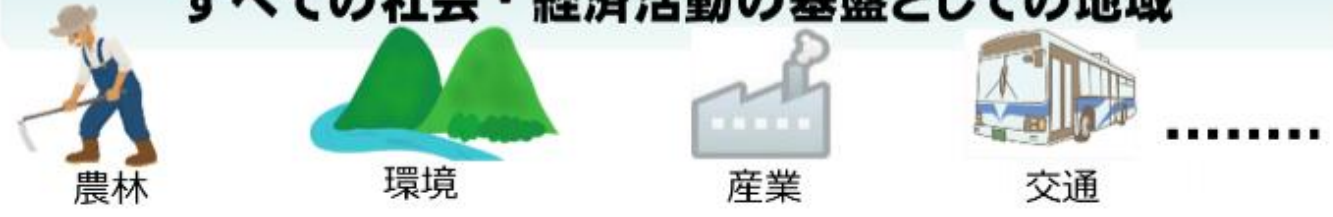
- ◆ 社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定。
 - 「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付け。
 - 「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」は計画に盛り込むべき事項とされている。
- ◆ 弘前市では、下記の計画を包含している。
 - 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画
 - 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」



すべての人の生活の基盤としての地域



すべての社会・経済活動の基盤としての地域



2 次期計画の改訂の概要

(1) 計画期間

令和9年度から令和12年度まで

(2) 主な改訂内容

- **包括的な支援体制の整備について強化**
令和7年5月27日改定の「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（内閣府）に基づいた孤独・孤立対策を含める。
- **基本理念、基本目標の見直し**
包括的な支援体制の整備、成年後見制度利用促進、再犯防止推進を包含した整理。
- **評価指標の見直し**
成果指標⇒市民意識アンケートから
活動指標⇒件数などの実績から

これら支援を一体的に行う「包括的な支援体制」



孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が必要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

～ 基本理念 ～

ともに支えあい 誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らすことができる 地域共生社会の実現

基本目標1 包括的で切れ目のない相談・支援体制

世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談・支援体制の整備を進めていきます。

【施策の展開】

多機関の協働による支援体制の構築
アウトリーチ・早期発見の強化
支援ネットワークの連携強化

【成果指標】（市民意識アンケート）

こころの悩み（不安や心配なこと）があるときの相談先をしていますか。

【活動指標】 件数などの実績から

基本目標2 自分らしく生きがいをもてる生活環境

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者などの健康と個人の権利が守られる、着実な支援を提供していきます。

【施策の展開】

健康づくり・介護予防の推進、
障がい、者・子ども・子育て世帯への支援の充実
権利擁護の推進

【成果指標】（市民意識アンケート）

・生きがいを感じていますか。
・弘前市は住みよいまちだと思いませんか。

【活動指標】 件数などの実績から

基本目標3 安心・安全な地域づくりの促進

誰もが役割を持ちお互いに支え合い、つながりを育む地域づくりを促進し、住民一人ひとりの福祉の意識向上を図ります。

【施策の展開】

防災に配慮した生活環境づくり
再犯防止に向けた地域生活支援の充実
つながりをつくる場所の充実

【成果指標】（市民意識アンケート）

・町会や公民館、学校（コミュニティ・スクールの活動を含む）やPTA、NPO・ボランティア団体、企業などが行う地域の活動やイベントに参加していますか
・地域のつながり（居住地域で互いに助け合っている）があると思いませんか。

【活動指標】 件数などの実績から

4 スケジュール

年月	内容
R8.5	弘前市社会福祉問題対策協議会 (骨子案意見聴取)
R8.10	弘前市社会福祉問題対策協議会 (素案意見聴取)
R8.11~12	パブリックコメント (素案意見聴取)
R9.3	改訂版の公表